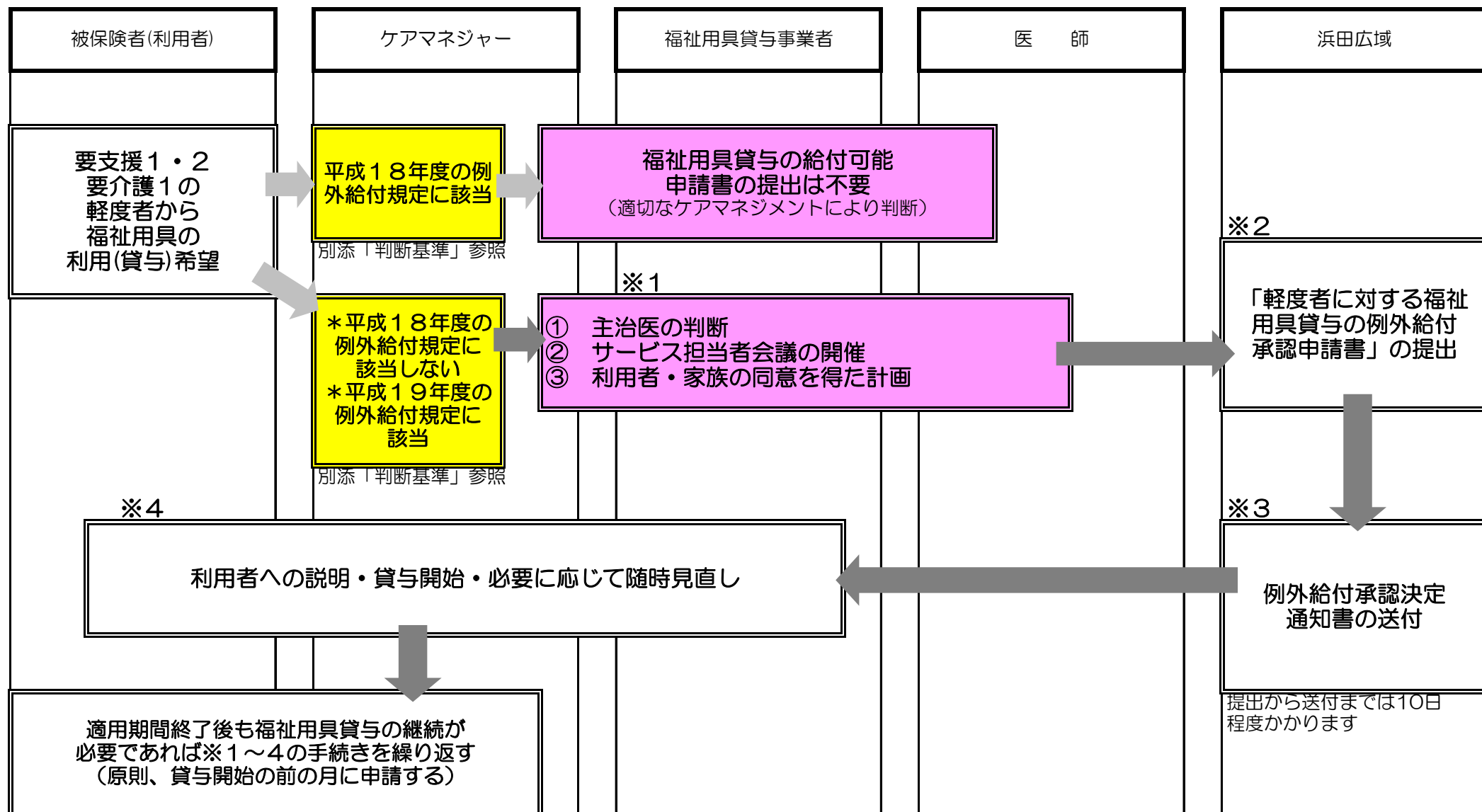


軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の流れ

浜田地区広域行政組合介護保険課



軽度者の貸与対象外福祉用具の例外給付判断基準

浜田地区広域行政組合介護保険課

福祉用具の種類	例	状態像	平成18年度の例外給付規定	平成19年度追加の例外給付規定
車椅子	電動車椅子 等	次のいずれかに該当 (1) 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7 歩行「できない」	<p>左記の規定には当てはまらないが、以下の(i)～(iii)のいずれかが主治医により判断され、適切なケアマネジメントにより福祉用具の貸与が必要であると判断した場合</p> <p>(i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に対象福祉用具が必要な状態に該当する者 ⇒例・パーキンソン病で内服加療中に症状の軽快・憎悪(ON・OFF現象)が頻繁に起きる 等</p> <p>(ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに対象福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる状態の者 ⇒例・がん末期の急速な状態悪化 等</p> <p>(iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から対象福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者 ⇒例・重度の喘息発作等による呼吸不全回避 ・重度の心疾患による心不全回避 ・重度の嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避 ・脊髄損傷による下半身麻痺で床ずれ発生リスクが高い ・人工股関節の手術で立ち座りの際に脱臼の危険性が高い 等</p>
車椅子付属品	クッション 等	(2) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	※該当する認定調査結果がないため、適切なケアマネジメントによりケアマネジャーが判断	
特殊寝台	段階別可動式寝台	次のいずれかに該当 (1) 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4 起き上がり「できない」	
特殊寝台付属品	オーバーテーブル 等	(2) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 寝返り「できない」	
床ずれ防止用具	エアーマットレス 等	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 寝返り「できない」	
体位変換器	ナーセントパッド 等			
認知症老人徘徊感知機器	衣服縫いこみ型徘徊感知器 等	次のいずれにも該当 (1) 意志の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (2) 移動において全介助を必要としない者	基本調査3-1～3-7 「できない」等 基本調査3-8～4-15 「ない」以外 基本調査2-2 移動「全介助」以外	
移動用リフト (つり具の部分以外)	工事不要の設置リフト 等	次のいずれかに該当 (1) 日常的に立ち上がりが困難な者 (2) 移乗が一部介助または全介助を必要とする者 (3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査1-8 立ち上がり「できない」 基本調査2-1 移乗「一部介助」「全介助」 ※該当する認定調査結果がないため、適切なケアマネジメントによりケアマネジャーが判断	
	床走行昇降リフト 等	移乗が一部介助または全介助を必要とする者	基本調査2-1 移乗「一部介助」「全介助」	